

平成 28 年熊本地震に係る 申告・納付等の期限延長措置が終了

平成 28 年熊本地震の発生に伴い、益城町に納税地がある納税者は、平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 12 月 15 日までの間に到来するすべての国税の申告・納付等の期限が、**平成 28 年 12 月 16 日(金)**となります。申告・納付等の必要がある人は、期限までに手続きをお願いします。

<振替納税をご利用の場合の振替納付日>

1. 申告所得税および復興特別所得税

平成 28 年 12 月 16 日

- (1) 平成 27 年分確定申告延納分
- (2) 平成 28 年分予定納税第 1 期分および第 2 期分

2. 消費税および地方消費税(個人事業者)

平成 29 年 1 月 16 日

- (1) 平成 27 年分確定申告
- (2) 平成 28 年分中間申告分(複数回ある場合はすべて)

(3) 課税期間の特例を選択している人(複数回ある場合はすべて)

※熊本地震による災害などにより、期限までに申告・納付等の手続きが困難な人は、ご相談ください。

☎熊本東税務署 ☎ 369-5566 (自動音声案内 2)

これに伴い、町の法人町民税、入湯税および町たばこ税の申告・納付等の期限も平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 12 月 15 日までに到来する申告・納付等の期限も同様に**平成 28 年 12 月 16 日(金)**と決めました。

延長となっていました当該税目につきましては、延長期間までに申告・納付等を行っていただきますようお願いいたします。なお、すでに申告・納付等を終えている場合は特に手続き等は必要ありません。

☎税務課住民税係 ☎ 286-3380

償却資産の所有者は申告をお忘れなく

償却資産とは

事業用に所有している構築物・機械・器具・備品などのことをいいます。具体的には右表に記載してあるものなどです。償却資産の申告は、法人税・所得税の確定申告とは異なりますので、お間違いのないようお願いいたします。

「太陽光パネル」は申告の対象になります

一般家庭でも全量売電契約(目安/10kW以上)であれば申告対象となりますのでご注意ください。



※法人・事業主の人は契約内容、発電量にかかわらず申告の対象となります。

償却資産の申告は 1 月 31 日までに

償却資産の所有者は、毎年 1 月 1 日(賦課期日)の状況を、1 月 31 日までに償却資産の所在地の市町村長に申告する義務があります(地方税法第 383 条)。無申告または虚偽の申告をした場合は、過料または罰金刑などに処されますので、必ず申告してください。

申告書について

前年度に申告をした個人・法人には、12 月中に申告書を送付予定です。今回、申告が必要な人で申告書が手元にない人は、町ホームページからダウンロードするか、税務課固定資産税係までご連絡ください。

業種	申告対象となる償却資産の例
共通	太陽光パネル、パソコン、コピー機、ルームエアコン、看板、自動販売機、駐車場の舗装など
農業	田植機、堆肥舎、サイロ、コンバイン(大型特殊自動車)、脱穀機、耕運機、梨棚、ぶどう棚など
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍機または冷蔵機付きも含む)など
医業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ)など
不動産貸付業	フェンス、自転車置き場、門・塀・舗装・緑化施設の外構工事など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機器、サインポールなど

※電子申告(eLTAX)による申告も受け付けています。希望する場合は、地方税ポータルシステム eLTAX のホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご利用ください。

☎税務課固定資産税係 ☎ 286-3380